

3 ハローワークの求人情報の オンライン提供等について

ハローワークの求人情報のオンライン提供について

労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供（平成26年9月1日より開始）

平成27年7月31日時点で834団体が利用（自治体219団体（43都道府県176市区町村）、職業紹介事業者330団体（有料307団体、無料23団体）、学校等285団体）

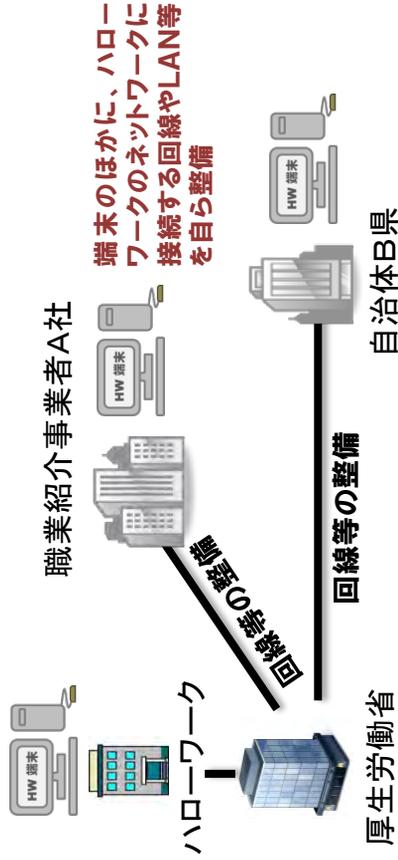
【平成26年度（9月1日～3月31日）実績】
採用決定数1,549件（自治体；760件、民間職業紹介事業者257件（有料255件、無料2件）、学校等；532件）

実施方法（イメージ）

- 具体的な実施方法として、2つの方式（①求人端末提供方式、②データ提供方式）を準備。
- 民間人材ビジネス等は、希望に応じて、実施方式を選択できる（併用も可）ようにし、その利便性を高めている。

① 求人情報提供端末方式

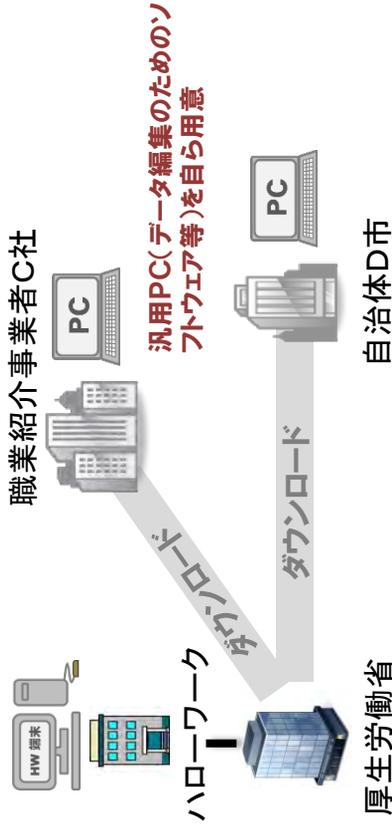
- ハローワークの求人情報提供端末と同等の端末を自ら設置していただく。



⇨ ハローワークの端末と同等の操作性

② データ提供方式

- 求人情報データをインターネット回線でダウンロード。汎用PCで当該データを使用。



⇨ 独自のデータ編集等が可能

求人情報オンライン提供に関する自治体に対するアンケート結果概要

1 利用状況（利用頻度）

- 99%の自治体がデータ提供方式を採用
- そのうち9割を超える自治体がデータを加工せず利用
- データ提供方式のうち、「毎日ダウンロードしている自治体」が半数以上ある一方、「月1, 2回のダウンロード」が14%、「ほとんど又は全くダウンロードしない自治体」が12%と約4分の1の自治体で利用が少なくなっている。
- 毎日ダウンロードしない自治体の理由としては、「**職業紹介、職業相談の機会が少ない(ない)ため**」「掲載求人の内容に1日単位では大幅な変化がないため」といったことが主にあげられている。

2 地方自治体の利用者への求人情報の提供方法について

- 「ダウンロードしたデータを直接閲覧させず、相談時に職員手持ちとして利用(47%)」、「求人情報を印刷したものを掲示・配布(44%)」が主な提供方法としてあげられている。

3 オンライン提供を受けることとした理由

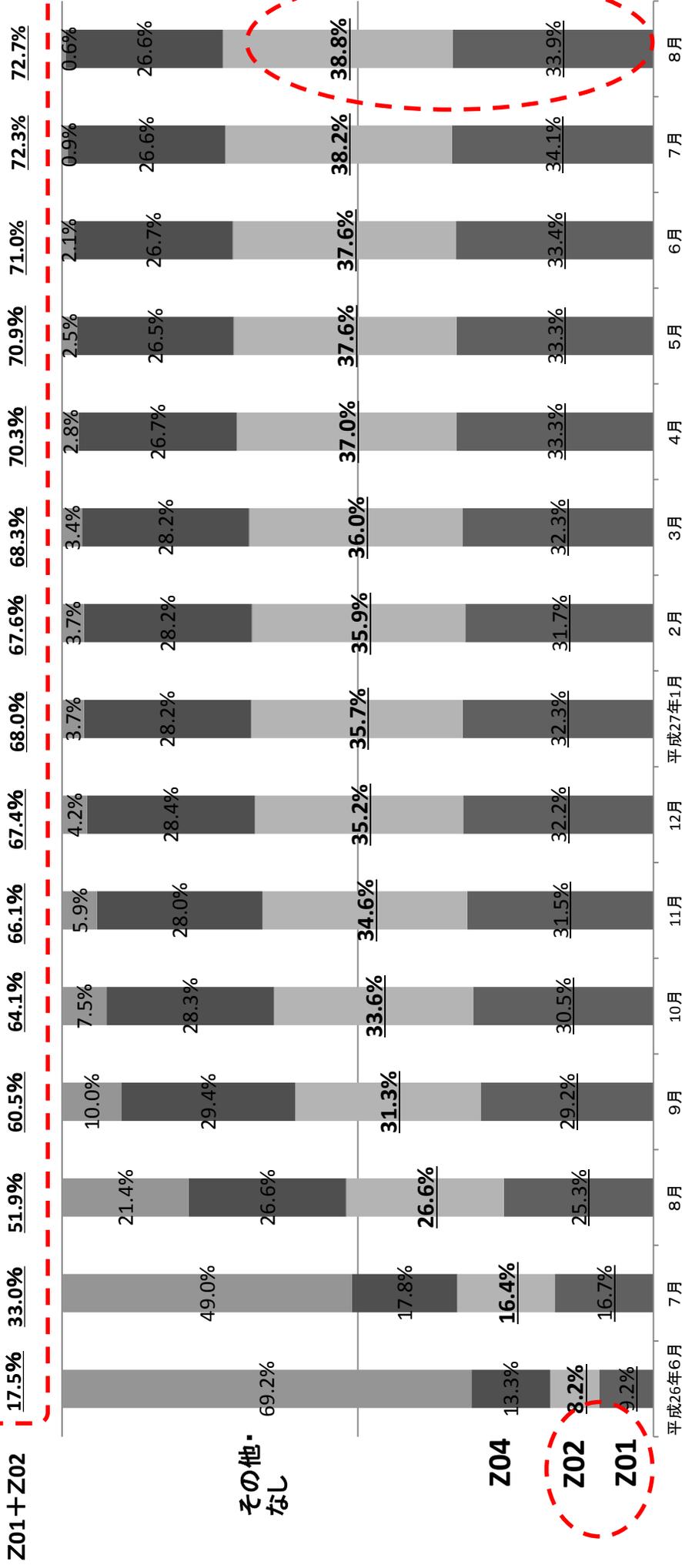
- 「**自治体では十分な求人確保できないため(46%)**」が最も多く、次いで、「ハローワークインターネットサービスより詳細な情報が得られるため(41%)」、「リアルタイムでハローワークの求人情報を得たため(38%)」など、となっている。

4 評価、評価理由

- 6割以上の自治体が有意義と評価
- 評価理由としては「**評価をするには期間が短い(26%)**」、「オンライン提供により職業紹介の実績が上がった、またはできるようになった(26%)」、「労働局・ハローワークとの連携が以前より増えた(20%)」などがある。

オンライン提供の公開区分割合(月別)

- 自治体向けに提供する求人情報の全体の求人に占める割合が、72.7%(27年8月実績)となっており、26年6月の17.5%から向上しつつある。
- 今後一層、公開区分の徹底を図るとともに、少なくとも自治体には提供できるよう働きかけが必要。



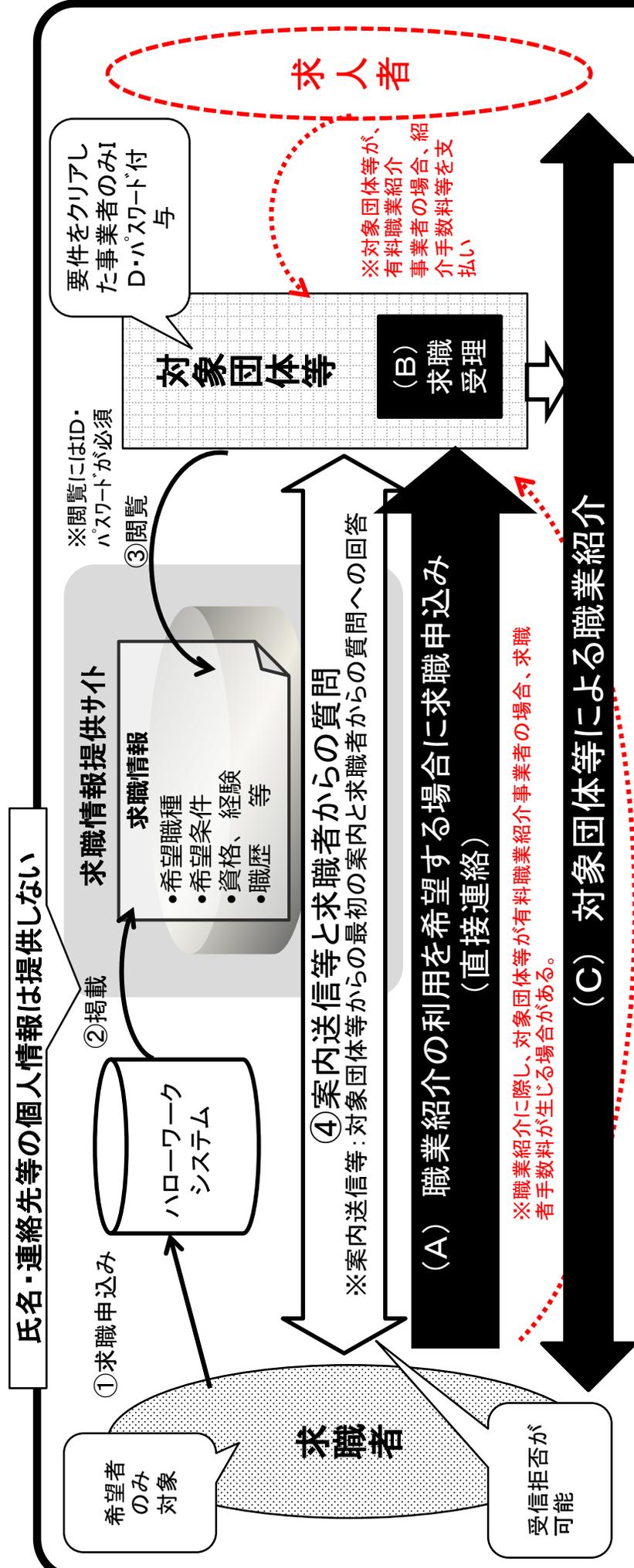
※Z03は0.1%~0.2%で推移
 ※四捨五入の関係上、Z01とZ02の足し上げが、地方自治体の提供割合と異なる場合がある。
 ※各月の新規求人(一般)について公開区分の入力状況を安定所別で集計したもの

(公開区分)

Z01: 地方自治体及び民間の有料・無料の職業紹介事業者のみ情報提供
 Z02: 地方自治体及び民間の有料・無料の職業紹介事業者の両方に情報提供
 Z03: 民間の有料・無料の職業紹介事業者のみ情報提供

Z04: 地方自治体のみ情報提供
 Z04: 地方自治体及び民間の有料・無料の職業紹介事業者のどちらにも提供しない

ハローワーク求職情報の提供の仕組み



- ① 求職者がハローワークに求職申込み(ハローワークシステムに求職情報が登録される)。
 - ② 希望する求職者について、ハローワークシステムに登録された求職情報(氏名、連絡先等の個人情報等は除く。)を求職情報提供サイトに掲載。
 - ③ 掲載されている求職情報を、一定の要件をクリアし、IDとパスワードを発行された対象団体等が閲覧。
 - ④ 閲覧した対象団体等が、特定の求職者に連絡を取りたい場合は、当該サイトを経由して案内等を送信。メールを受信した求職者は、当該サイト経由で氏名等を明かさず、サービスの利用希望や質問等について対象団体等とやりとり。
- < (A) 以降は、求職情報提供サイト外で実施 >
- (A) 対象団体等の職業紹介の利用を希望する求職者は、対象団体等の案内を受け、対象団体等へ直接求職申込みを行う。
- ※ 求職申込み・受理以降のやりとりは、求職者と対象団体等の当事者同士が直接行う。
- (B) 求職受理以降、(C) 対象団体等による職業紹介の際の手数料等のやりとりを点線で参考記載。